

宮崎市告示第 940 号

令和 6 年能登半島地震による被災者に対する市税の納期限を次のとおりとする。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

宮崎市長 清山 知憲



宮崎市税条例（昭和 3 0 年条例第 2 3 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年能登半島地震による被災者に対する市税の納期限等の延長について（令和 6 年告示第 4 3 号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 3 0 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 月 3 1 日とする。

都道府県名	地 域
石 川 県	七尾市 羽咋郡志賀町

掲載終了期間：令和 7 年 1 月 7 日